



《会計・税務の知識》

包括利益の開示

平成23年3月期の上場会社の連結決算より、包括利益の表示に関する会計基準（以下、「包括基準」）が適用されることとなりました。包括利益という概念はかねてから存在しましたが、一般的にはあまりなじみがなかったものだと思います。そこで本稿では、包括利益について簡単にまとめました。

1. 包括利益とその他の包括利益

包括利益とは、ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分をいいます（包括基準）。この定義だけを見ると分かりにくいかもしれませんが、一言で表せば以下のとおりです。

包括利益＝純資産の増加額

ただし、増資など株主との資本取引による純資産の増加は含まれません。つまり、基本的には、会社の事業活動に関連して生じた純資産（＝資産-負債）の増加が包括利益となります。

もう一つ、その他の包括利益という概念があります。その他の包括利益とは、包括利益のうち当期純利益および少数株主損益に含まれない部分をいいます（包括基準）。少数株主損益という連結特有の概念が入っていて分かりにくいですが、要するに、企業グループ全体の純資産の増加（＝包括利益）のうち、当期純利益（少数株主損益調整前）に含まれないものがその他の包括利益となります。

その他の包括利益＝包括利益-当期純利益*

（*少数株主損益調整前）

その他の包括利益の具体例としては、持合株式として保有している上場会社株式の評価差額が挙げられます。持合であるため、含み益が発生してもすぐには換金することができません。したがって、実現した利益としての当期純利益には含まれませんが、それでも純資産の増加（＝包括利益）であることには違いありません。

まとめますと、当期純利益と包括利益の間には、大きく以下2点の相違があるといえます。

- ◆少数株主持分に相当する部分を含めているか否か
- ◆実現していない純資産の増加を含めているか否か

2. 開示の概要

親会社株主に帰属する実現した利益としての当期純利益と、少数株主持分も含めた企業グループ全体の純資産の増加としての包括利益と、どちらが経営

指標としてより有用かという議論はありますが、包括基準はどちらも記載することを要求しています。包括利益の表示の方法は、(1) 1計算書方式と(2) 2計算書方式の二通りから選択することとされていますが、どちらも従来からある損益計算書を出発点として、必要な調整を加えて包括利益を導き出しているという点では共通しています。また、包括利益のうち親会社株主分と少数株主分の内訳を記載することとされています。

(1) 1計算書方式

【連結損益及び包括利益計算書】	
売上高	7,000
税金等調整前当期純利益	500
法人税等	200
少数株主損益調整前当期純利益	300
少数株主利益(減算)	40
当期純利益	260
少数株主利益(加算)	40
少数株主損益調整前当期純利益	300
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	10
為替換算調整勘定	△30
その他の包括利益合計	△20
包括利益	280
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	248
少数株主に係る包括利益	32

(2) 2計算書方式

【連結損益計算書】	
売上高	7,000
税金等調整前当期純利益	500
法人税等	200
少数株主損益調整前当期純利益	300
少数株主利益	40
当期純利益	260
【連結包括利益計算書】	
少数株主損益調整前当期純利益	300
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	10
為替換算調整勘定	△30
その他の包括利益合計	△20
包括利益	280
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	248
少数株主に係る包括利益	32

4. 結び

当期純利益と包括利益も、あくまで会社を計るものさしの一つに過ぎません。そのものさしでは何を計れるのか、あるいは何を計れないかを知っておかないと、なんとなく数字の多い少ないだけにとらわれてしまいがちです。（担当：工藤）